

令和 3 年度 第 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 3 年 5 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第 2 庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 0 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	山 崎 薫	○	2	山 崎 正 義	○
3	岡 野 正 幸	○	4	須 賀 喜 佐 子	○
5	三 保 田 操 夫	○	6	藤 江 健 広	○
7	今 井 一 忠	○	8	八 木 大 輔	○
9	鈴 木 洋 子	○	1 0	石 塚 要	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	岡 田 嘉 男	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○		三 反 崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	永 野 浩 司 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	横 川 朝 治 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	滑 川 浩 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 立沢 主任 蓮沼	事務局長補佐 黒田 主任主事 前野
-------	------------------	----------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 議案第 3 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地改良等に係る届出について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p> <p>日程第2</p> <p>日程第3</p>	<p>立沢事務局長が開会を告げる。午後1時25分</p> <p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>◎議長 ただいまから、令和3年度第2回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員14名、最適化推進委員7名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p><b>【会議録署名委員の指名について】</b></p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 12番 岡田 嘉男 委員 13番 高橋 實 委員 以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p><b>【諸報告について】</b></p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p> <p><b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。</p>

時間短縮のため、朗読は省略します。

No.1 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は1 ページです。

譲受人は〇〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

申請地の地目は畑です。面積は合計で〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営規模の拡大です。

なお、売買金額は、〇〇万円、1 反当たり〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部が田んぼで〇〇〇〇㎡になります。

おもな作付作物は、水稻です。

農機具の所有状況は、トラクター1 台、田植機1 台、コンバイン1 台、耕耘機1 台、籾摺機1 台、草刈機1 台、乾燥機1 台、農業用自動車1 台、動力噴霧器1 台、を保有しています。

譲受人の農作業暦は3 5 年で、その他世帯員の労働者は3 人です。

また、通作距離は、2 0 0 mです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間6 0 日、父の〇〇〇さんは年間6 0 日、母の〇さんは年間6 0 日、弟の〇〇さんは、6 0 日で、世帯合計2 4 0 日になり、年間の農作業従事日数1 5 0 日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、従来から譲渡人と譲受人は、当申請地について賃貸により5 0 年以上前から行っており引き続き、露地野菜を栽培し、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

しかし、譲受人の世帯員の所有農地に、違反転用地があります。農地法では、第3 条第2 項第1 号において「農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」には許可をすることができないと規定されております。

このため、今回の申請については、農地法第3 条第2 項第1 号に該当しています。

また、譲渡人から経過説明書（理由書）が提出されているため読み上げます。

申請地は、過去5 0 年以上前から譲受人が耕作しております。当然年1 回耕作料をいただいております。ここに来て譲渡の話が決まり、今回の農地法第3 条申請となりました。

事務局によりますと譲受人は平成2 1 年以前から一部農地法に抵触しているとのことですが、平成2 1 年に農地法第3 条により、田を〇〇〇〇㎡許可されております。平成2 1 年以降譲受人の状況は変わっておりません。

農地法は、農地は耕作により農業生産の増大並びに耕作者の権利の取得を促進する法律であると聞いております。これに照らし今回の申請は農地法に沿った手続きではないでしょうか。

5 0 年来申請地は整然と作付されている、今後も耕作しつづけ農業生産の増大を図るため平成2 1 年と同じ処理を願っています。との経過説明書が提出されております。

事務局で確認したところ、平成21年当時、譲受人世帯には農地法違反はありませんでした。適正な形で許可されています。  
説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎藤江委員

5月18日火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでしたが、事務局の説明のとおり、世帯員所有地に違反転用があります。

以上ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋会長代理

現地確認した際も、今回の申請地には違反はありませんが、〇〇の北側が農地なのに農地ではなくなっている。これはこれという考えもあるかもしれないが、客観的にこれは許可できないのではないかと。

◎議長

ほかにありますか。

◎山崎秀夫委員

〇〇の駐車場なのか。

◎事務局

〇〇の駐車場ではありません。

◎議長

ほかにありますか。

◎藤江委員

〇〇さんは昔からよく知っている方です。年配の方ですが、熱心に田畑をやられています。申請地も農作物が植えられており、毎日管理されている。ただ、違反があるのはどうなのかなと思います。

私の心情としては、昔からその畑で耕作をされており、今後も耕作をす  
ると思います。

違反の土地について、〇〇さんの土地ですが、親族の関係により、そう  
なってしまった経緯もあります。いけないことですし、ダメならしょうが  
ないと思います。そういったことも考慮していただけたらいいのかなと思  
います。

◎議長

ほかにありませんか。

◎今井委員

<p>日程第 4</p>	<p>違反している人ということで、しっかりと是正をしてやってもらわないといけないと思う。ルールに基づいてやらないといけないと思います。</p> <p>◎議長 ほかにありますか。</p> <p>◎横川委員 意見として、私は挙手権がありませんが、この方は過去に競売になっており、ほとんどの田んぼを買い戻しました。それぐらい農業に熱心な方です。そういったことを考慮して考えていただければ。</p> <p>◎議長 ほかにありますか。</p> <p>◎高橋会長代理 物置に電気も引かれており、印象的にもよくない。これで許可を出してしまうと、なし崩しになんでもなってしまうのかと思います。</p> <p>◎議長 事務局にお聞きしたいのですが、違反地はどこになりますか。</p> <p>◎事務局 〇〇〇〇が登記上田、現況が雑種地、北側の〇〇〇〇が登記上畑、現況が宅地、その北側〇〇〇〇が登記上田、現況宅地になっています。</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 3 / 1 4)</p> <p>挙手 3 名であります。 よって、本案は農地法第 3 条第 2 項第 1 号の農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められないため、不許可とされました。</p> <p>◎議長 事務局より不許可について、代理人に十分説明してください。</p> <p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1 について、事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 案内図は 2 ページをご参照願います。議案資料 1 ページ、土地利用計画図も併せてご参照ください。 申請地は〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑、面積は〇〇〇㎡です。</p>
--------------	--

譲受人は〇〇〇〇〇〇-〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

転用目的は住宅敷地です。

転用理由について、私たちは現在、〇〇〇に家族3人で生活をしていません。

現在の住まいは、平成27年に築20年の中古住宅を購入し6年が経過しております。子供の成長や建物の老朽化部分もあり、住まいの建て替えを考えており、現在住んでいる地域を調べたところ水深1mから2m程度浸水が想定される地域でした。

将来、子どもに託すことが不安になり、現在のところよりも安心して生活できる場所に住み替えたいと計画しました。

場所の選定にあたっては、子どもの学校や妻の実家〇〇〇〇〇〇との距離などを考慮し、〇〇〇地区で土地を探していたところ、今年になり知人から今回の申請地を紹介していただき、地主様も譲って頂けることになり建築することにしました。

申請地は、宅地と農地が混在する場所で、現在住んでいる場所から〇〇〇mほど離れた場所の高台で、子どもの学校や妻の実家ともさほど変わらない場所で、将来親の世話も出来る距離にあり理想としていた住環境の良い場所です。

なお、現在所有している住宅と土地は申請地に住み替え後、売却します。その他には土地等を所有しておりません。

工事期間は許可後4ヶ月間を予定しています。

被害防除対策について、敷地外周をCB2段積で被害防除を行います。

排水について、合併浄化槽5人槽を設置し、新設集水桝へ接続し、向かい側の既設側溝へ排出します。こちらは道路占用許可済みです。

また、道路と接する敷地部分は既に分筆され3.54㎡の寄付申込書が街づくり整備課で受理されております。

資金計画について、土地購入費〇〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他で〇万円。合計で〇〇〇〇万円。全額金融機関からの融資で対応するとのことで、〇〇〇〇万円の融資証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

また、20年居住の要件については、申請人の妻の両親が〇〇に20年以上在住している住民票及び戸籍謄本が添付されています。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎山崎委員

5月18日火曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。



除を行います。

現地は過去に不法投棄等があった場所で、ガラ等が多く農地といえる状況ではありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、申請内容及び現地状況を地区担当委員から報告願います。

◎岡田委員

5月18日火曜日に現地調査を行いました。申請書類について不備等はありませんでした。しかし、現地はガラ等が多く農地といえる状況ではありません。

以上ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。私からいいでしょうか。ガラ等があるようですが、どの程度の現状でしょうか。

◎岡田委員

石等があり、掘ればさらに出てくるかと思います。

◎議長

事務局の説明の中で不法投棄があったとのことですが、何年ぐらい前に、不法投棄があったのですか。

◎事務局

直近で一年ぐらい前にありましたが、是正をして現在の状態になっております。過去からそういった場所であります。

◎議長

そのほかありますか。

◎藤江委員

長年、田として使用としておらず、違う形で使用していたりすれば税金など評価がやっぱり違ってくる。個人でも対策をしないから、不法投棄等などをされている。今更、田んぼ以外にするのであれば、田んぼにするのが筋だと思う。

◎事務局

税については現況主義なので雑種地として扱われます。

◎山崎委員

農業委員会として意見するのであれば、どこまで是正をすればいいのかを考える必要がある。最低限ガラを撤去して農地に戻す必要がある。田まに戻すのは浅はかだと思う。

◎高橋会長代理

現状ガラを除いて、ある程度平らにしてもらい、畑にするのが普通だと



思われる。登記も畑にしてもらいたい。

◎議長

それでは意見を求めたいと思います。  
やむを得ないの方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数であります。  
よって、本案は現状農地ではないため、支障ありとされました。

◎議長

続いて、No.2 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4 ページです。土地利用計画図は3 ページになります。

申請地は○○○○○○○○○、○○○㎡、畑です。

申請人は○○○○○○○○○さん、職業は○○○○○です。

譲渡人は○○○○○○○○○に在住の○○○○○さんです。

申請理由については、私は○○○○○-○、○○○-○で○○○○○を営んでおります。繁忙期には現在利用している修理工場に機材が入りきらず移動が困難になってしまい、お客様の機材をぶつけてしまう恐れがあり非常に危険な状態になります。

入り口付近はお客様駐車場となっており、そこまで機材を置いて敷地内での旋回ができなくなってしまい、見通しの悪い道路にバックで出るようになるので交通事故の危険が増してしまいます。他に土地は所有しておらず近くにおける場所も存在しませんでした。

そんな中、道路を跨いだ向かい側の○○○の土地所有様が土地を売ってくださるとのことで話が進み、当該地を申請されました。

被害防除対策については、申出地外周にはCB2 段～5 段積みで被害防除対策を行います。敷地内の旋回広場はアスファルト敷き、耕運機試運転スペースは土敷きです。

説明については以上です。

◎議長

続いて、申請内容及び現地状況を地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5 月18 日・火曜日に現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請書類について不備等はありませんでした。

事務局の説明のとおりですので、ご審議をよろしく願います。

以上ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより意見を求めたいと思います。  
やむを得ないの方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案はやむを得ないとされました。

◎議長

続いて、No.3 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は5 ページです。土地利用計画図は4 ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇-〇の一部、〇〇〇/〇〇〇㎡、田。同所、〇〇〇〇  
〇-〇、〇〇㎡、畑です。

申請者は〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇〇さん、職業は〇〇〇〇です。

申請理由については、私は〇〇〇〇〇-〇に住んでいましたが、〇〇〇  
〇〇〇のため、移転対象となり建物を取り壊しました。元々、敷地いっば  
いに母屋や倉庫を建築していたため減ってしまった土地に同じ規模のもの  
を建てることができなくなってしまい、さらに隣地の農地を効率よく活用  
するためにも、この土地を離れたくないという思いがありました。

そこで、農振除外や農地転用をすれば隣地の農地を生かすことができ、  
今の敷地も前と同じような広さで利用することができることがわかり、当  
該地を申請されました。

建物は概算で126㎡です。

被害防除対策については、CB3段を設置し被害防除対策を行うとのこと  
です。

説明については以上です。

◎議長

続いて、申請内容及び現地状況を地区担当委員から報告願います。

◎藤江委員

5月18日・火曜日に現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請  
書類について不備等はありませんでした。

事務局の説明のとおりですので、ご審議をよろしく願います。

以上ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより意見を求めたいと思います。  
やむを得ないの方の挙手をお願いします。

(挙手全員)



<p>日程第 6</p>	<p>◎石塚委員 5月18日・火曜日に現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請書類について不備等はありませんでした。 事務局の説明のとおりですので、ご審議をよろしく申し上げます。 以上ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。  (なし)</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより意見を求めたいと思います。 やむを得ないの方の挙手をお願いします。  (挙手全員)  挙手全員であります。 よって、本案はやむを得ないとされました。</p> <p>【報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて日程4報告第1号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区と〇〇地区で住宅敷地の届出がありましたので、ご報告させていただきます。</p>
<p>日程第 7</p>	<p>【報告第2号 農地改良等に係る届出について】</p> <p>◎議長 続いて日程7報告第2号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地内で農地改良の届出がありましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・来月総会の日程について ・全国農業委員会会長大会について</p> <p>◎黒田事務局長補佐 議案第3号No.1について確認ですが、農業委員会の意見として、現状農地ではないため、支障ありという事務局の理解でよろしいでしょうか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>◎議長 それでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎高橋会長代理 長時間に渡り審議ありがとうございます。五月は母の月ということで、親のいる方については大事にさせていただければと思います。 お疲れ様でした。</p> <p>◎議長 ご苦労様でした。</p>
--	---

午後 3 時 0 0 分、高橋實会長代理より、閉会の辞を以って終了する。  
会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長      \_\_\_\_\_

署名委員      \_\_\_\_\_

署名委員      \_\_\_\_\_